相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市大字間々田一一七七番地二、最後の住所栃木県小山市東城南四丁目二三番地四　被相続人　亡　川村　博章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十一日

事務所東京都新宿区四谷一丁目一八番地高山ビル四階都民総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　武井　一樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市鶴間三一八番地一、最後の住所東京都町田市鶴間三一八番地一南町田パークホームズ五〇四　被相続人　亡　佐藤　宏治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十一日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一番一八号中村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋積　京子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市西区戸部本町一〇番、最後の住所横浜市西区戸部本町一〇番三号　被相続人　亡　穴蔵　好枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十一日

横浜市西区戸部本町一〇番三号

相続財産管理人　弁護士　姜　文江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区本町一丁目五二番地一、最後の住所神奈川県藤沢市片瀬三丁目一一番二四号　被相続人　亡　髙州　信光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十一日

横浜市中区海岸通三丁目一三番地一

相続財産管理人　弁護士　松井　宏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市西区浜松町一二八番地、最後の住所横浜市神奈川区新子安二丁目一四番三三―二〇四号　被相続人　亡　荒井八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十一日

横浜市中区太田町四―五五横浜馬車道ビル六階

相続財産管理人　弁護士　大野　美樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県横手市雄物川町沼館字沼館二一九番地一、最後の住所秋田県由利本荘市東由利蔵字蔵八三番地　被相続人　亡　六鎗サタ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十一日

神奈川県川崎市高津区溝口五丁目九番三五号

相続財産管理人　竹下とし子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市小橋町一二三番地、最後の住所石川県金沢市北安江一丁目一二番二五号　被相続人　亡　井上　朋次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十一日

石川県石川郡野々市町字徳用町五二五番地の一

相続財産管理人　宮村　尚志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区大須二丁目一〇番、最後の住所岐阜県多治見市大正町一丁目三七番地レオパレス和一〇五　被相続人　亡　河内　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十一日

事務所岐阜県多治見市大日町八六番地

加藤・柳生法務総合事務所

相続財産管理人　司法書士　柳生　唱一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県美濃加茂市太田本町一丁目三七七一番地、最後の住所岐阜県美濃加茂市太田本町一丁目一番一五号　被相続人　亡　野口　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十一日

事務所岐阜市美江寺町一丁目二七番地第一住宅ビル四階大町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大町　亘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市柱五丁目一番地一五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大崎　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十一日

愛知県豊田市若宮町八丁目一番地一〇新豊田ビル三階

相続財産管理人　弁護士　樋口　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市東坂部町五七三番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渡邉カツエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十一日

三重県四日市市富田二丁目一六番五号

相続財産管理人　山本　一宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区吉祥院西定成町一一番地、最後の住所京都市南区西九条菅田町四番地二特別養護老人ホーム塔南の園　被相続人　亡　堀内　房子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十一日

事務所京都市中京区寺町二条西入ル弘希ビル二階　弘希総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　今尾　元彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区一条通御前通西入下る西町一〇二番地、最後の住所京都市上京区一条通御前通西入下る西町一〇二番地　被相続人　亡　樋口富佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十一日

事務所京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル五階　京都法律事務所

相続財産管理人　弁護士　黒澤　誠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区河原町通皿条上る米屋町三八四番地、最後の住所京都市下京区木屋町通仏光寺下る和泉屋町一六五番地一　被相続人　亡　冨井　繁子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十一日

京都市中京区新椹木町通竹屋町上る西革堂町一八四　オクムラビル二階　赤井・岡田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　赤井　勝治